

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	低所得者等支援臨時特別給付金（均等割のみ課税世帯給付金） ファイル	
市の機関の名称	延岡市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	健康福祉部 福祉給付対策室	
個人情報ファイルの利用目的	低所得者等支援臨時特別給付金（均等割のみ課税世帯給付金）について、給付対象者の記録及び管理のため 根拠法令 ・ 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・ 内閣府事務次官発 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱 ・ 内閣官房令和 5 年度経済対策給付金等事業企画室・内閣府地方創生推進室・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ発出 令和 5 年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 住民区分、6 続柄、7 住民コード、8 世帯コード、9 申請情報、10 支給口座、11 支給決定情報、12 住民税課税状況、13 税法上の扶養状況、14 郵便物送付先情報、15 給付金額	
記録範囲	・ 令和 5 年度住民税が均等割のみ課税されている者 ・ 令和 5 年 12 月 1 日時点で延岡市に住民登録がある者	
記録情報の収集方法	市の機関内（総務部市民税課、市民環境部市民課）からの提供、本人の申告、本人及び他市町村への調査・確認、県からの提供	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	☐ 含む ☒ 含まない	
記録情報の経常的提供先	☐ 有 () ☒ 無	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 延岡市 総務部 総務課 (所在地) 〒882－8686 宮崎県延岡市東本小路 2 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
備 考		